

地域包括福祉支援センター 地域密着型特別養護老人ホーム おかりや 利用料金表

(令和3年10月1日現在)

(1) 介護給付対象利用料金

<①基本利用料金>

(1日につき)

要介護度	1日当たりの利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	6,610円	661円	1,322円	1,983円
要介護度2	7,300円	730円	1,460円	2,190円
要介護度3	8,030円	803円	1,606円	2,409円
要介護度4	8,740円	874円	1,748円	2,622円
要介護度5	9,420円	942円	1,884円	2,826円

<②加算料金Ⅰ> ご利用者全員に適用される項目

項 目		1割負担	2割負担	3割負担	適用要件(概略)
初期加算	1日 につき	30円	60円	90円	入居した日から起算して30日以内の期間について算定(30日を超える病院等への入院後再び入居した場合も同様に算定)
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46円	92円	138円	要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)イ		12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ		23円	46円	69円	看護体制加算(Ⅰ)イの要件に加え、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		61円	122円	183円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を最低基準より1以上上回って配置し、喀痰吸引等業務の登録を受けている場合
常勤専従医師配置加算		25円	50円	75円	常勤医師を1名以上配置した場合
栄養マネジメント強化加算		11円	22円	33円	医師、管理栄養士、看護師等が共同して入居者全員の栄養管理を行い丁寧な栄養ケアを実施していること 栄養等の情報を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		1月 につき	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円		26円	39円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定金額に8.3%を乗じた金額			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定金額に2.7%を乗じた金額			

<③加算料金Ⅱ> ご利用者個別に提供される項目(該当する項目がある場合に加算されます)

項 目		1割負担	2割負担	3割負担	要 件
療養食加算	1食 につき	6円	12円	18円	医師の指示(食事箋)に基づき管理栄養士がカロリーや食材、形態等を考慮した食事を提供した場合(腎臓食、糖尿食、潰瘍食など)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日 につき	12円	24円	36円	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練指導員による機能訓練を行った場合 (Ⅱ)については個別計画書を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月 につき	20円	40円	60円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月 につき	90円	180円	270円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を計画的に行っている場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月 につき	110円	220円	330円	(Ⅱ)については口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚生労働省に提出し当該情報等を活用していること
配置医師緊急時対応加算	1回 につき	650円	1,300円	1,950円	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時) 深夜(22時~6時) 入居者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合
		1,300円	2,600円	3,900円	
看取り介護加算(Ⅱ)	1日 につき	72円	144円	216円	死亡日の45日前~31日前
		144円	288円	432円	死亡日の30日前~4日前
		780円	1,560円	2,340円	死亡日の前々日、前日
		1,580円	3,160円	4,740円	死亡日

裏面に続く

項 目	1割負担	2割負担	3割負担	要 件
外泊時費用	246円	492円	738円	自宅等への宿泊または、併設以外の病院への入院を要した場合 (1月につき6日を限度として算定)
若年性認知症 入所者受入加算	120円	240円	360円	1日につき 初老期における認知症によって要介護者となった入居者を受け入れた場合
経口移行加算	28円	56円	84円	1日につき 経管により食事を摂取している入居者ごとに経口移行計画を作成し、計画に基づいて栄養管理及び支援をしている場合 (作成日から起算して180日以内の期間を限度)
経口維持加算(I)	400円	800円	1,200円	1月につき 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対して、医師の指導による経口維持計画が作成され、経口による特別な管理を行った場合
再入所時栄養 連携加算	200円	400円	600円	当該管理栄養士が病院管理栄養士と連携して、栄養ケア計画を策定した場合
退所前訪問 相談援助加算	460円	920円	1,380円	1回につき 退居後の居宅サービス等について、相談援助を行った場合 (原則入居中1回を限度)
退所後訪問 相談援助加算	460円	920円	1,380円	1回につき 入居者の退居後30日以内に当該入居者の居宅を訪問し、相談援助を行った場合(退居後1回を限度)
退所時 相談援助加算	400円	800円	1,200円	1回につき 退居時に当該入居者及びその家族等に対して相談援助、サービスに必要な情報を提供した場合(入居者1人につき1回を限度)
退所前 連携加算	500円	1,000円	1,500円	1回につき 入居者の同意を得て、当該入居者の介護状況を示す文章を添えてサービスに必要な情報を提供し、サービスの利用に関する調整を行った場合(入居者1人につき1回を限度)

※ 加算料金について

上記の項目以外にも、職員配置等体制が整うことで今後算定可能な加算については、事前にご利用者、ご家族に説明し、同意の上取り扱うものとします。

(2) 介護給付対象外利用料金(ユニット型個室)

項 目	利用者負担区分	自己負担額	
居住費	1日につき (光熱費含む)	利用者負担第4段階の利用者	2,100円
		利用者負担第3段階の利用者	1,310円
		利用者負担第2段階の利用者	820円
		利用者負担第1段階の利用者	820円
食 費 (おやつ代 含む)	朝食：350円 昼食：600円 夕食：600円	利用者負担第4段階の利用者	1,550円
		利用者負担第3段階②の利用者	1,360円
		利用者負担第3段階①の利用者	650円
		利用者負担第2段階の利用者	390円
		利用者負担第1段階の利用者	300円
各種嗜好品		実 費	
教養娯楽費及び材料費		実 費	

※利用者負担段階とは

ご利用者の所得(世帯ごと)に応じ、居室代(居住費)、食費について負担上限額(負担限度額)が4段階に区分されており、白山市に申請することで対象者はその費用の負担額が軽減されます。

○入居に係る費用参考例

【要介護5】 1割負担・利用者負担第4段階で30日の場合
(個人加算：療養食加算540円/月、個別機能訓練加算116円/月を算定した場合)

①基本料金(28,260円) + ②加算料金 I (6,243円) + 加算料金 II (656円) + 処遇改善加算計(3,867円)
+ 居住費(63,000円) + 食費(46,500円) = 合計 148,526円